

横須賀市報

号外第 16 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地
毎 月		横 須 賀 市 役 所
10 日	編集兼	横須賀市長
25 日	発行人	上 地 克 明
	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

監 査 委 員 公 表

◇監査の結果報告に係る措置の公表について	1
◇監査結果の報告について	10

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和 4 年第 6 号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和 4 年 5 月10日付け横須賀市監査委員公表令和 4 年第 3 号をもって公表した定期監査結果報告について、市長等から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第 199 条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和 4 年 8 月10日

横須賀市監査委員	川 瀬 富士子
同	丸 山 邦 彦
同	加 藤 眞 道
同	石 山 満

[資源循環部]

1 支出に関する事務

令和3年4月分の旅費（ポイ捨て防止啓発事業）の支出において、算出誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。（資源循環政策課）

措置の内容

支給不足が生じていた旅費については、速やかに支給手続を行った。今回の指摘事項の原因は、出張命令書回議時及び旅費支出時における旅費額の確認不足により生じたものであった。今後は、旅費の支給について適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

2 契約に関する事務

- (1) 令和2年10月5日付け契約課長通知「契約手続きにおける押印の省略について」によると、「納品又は役務の完了を確認する書類」は、押印を省略できることとされているが、その場合に必要な措置として、事業者には「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（電話番号）を必ず記載することとされている。Yデッキ及びその周辺、定日ごみ集積所環境美化業務委託の令和3年9月分の完了届においては、事業者の押印が省略されていたが、本件責任者及び担当者の氏名について記載されていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。（資源循環政策課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、押印が省略された完了届において必要な記載事項の確認不足から生じたものであった。今後は契約課長通知に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、検査書により、主管課長に対して報告しなければならない（検査書に課長の決裁を受ける。）と規定されているが、リサイクルプラザ手選別・成型品搬出等業務委託11月分に係る業務委託料の支出において、検査書に課長の決裁を受けていなかったため、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（資源循環施設課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

(3) リサイクルプラザペット圧縮梱包機修繕に係る契約は物件修繕請負請書により締結されている。支出金額に誤りはなかったものの、この請書に表記された請負代金のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額が誤って記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(資源循環施設課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、物件修繕請負請書に表記された消費税及び地方消費税の額の確認不足から生じたものであった。今後は契約事務において適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

[経済部]

1 予算の執行に関する事務

- (1) 専決規程によると、会計年度任用職員の任免については、人事課長まで合議をする必要があるとされているが、雇用促進事業に係る会計年度任用職員の任免において、人事課長に合議することなく決定されていたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(経済企画課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、決裁文書作成時の専決規程の確認不足から生じたものであった。今後は、確認を遵守し同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 職員のサービスの宣誓に関する条例によると、新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとされているが、雇用促進事業に係る会計年度任用職員の任用において、宣誓書に署名がされていなかったため、今後は、職員のサービスの宣誓に関する条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(経済企画課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、職員のサービスの宣誓に関する条例の認識不足から生じたものであった。今後は、同条例に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

2 収入に関する事務

手数料条例では、手数料は申請又は請求の際に徴収すると規定されているが、農業振興地域に関する証明書の交付において、実際には手数料の徴収日（6月22日）と同日に収納を確認した後、証明書を交付していたものの、証明書の交付日付が6月10日となっていたため、今後は、手数料条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(農業振興課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、手数料条例の認識不足から生じたものであった。今後は、手数料の収納確認前の日付で証明書を交付することがないよう、事務処理方法を改めた。

3 支出に関する事務

- (1) スタートアップ支援事業等の実施に係る「公益財団法人横須賀市産業振

興財団が行うスタートアップ支援事業等に関する協定書」によると、同財団への負担金の交付について、その一部を前金払により４月までに支払うこととされているが、その期限を過ぎて交付していたので、今後は、同協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。（創業・新産業支援課）

措置の内容

今後は、協定書に定められた期限内に負担金を交付するよう、部内において周知徹底した。

- (2) Y R P センター 1 番館の建物賃貸借契約に基づく月々の賃料及び共益費の支出について、建物賃貸借契約書によると、毎月25日までに当月分を支払うものとする規定されている。しかし、当月分賃料及び共益費について翌月に支出されていたので、今後は、同建物賃貸借契約書に基づいた適正な事務処理に改められたい。（創業・新産業支援課）

措置の内容

賃貸人である法人と調整した結果、債権者・債務者双方の年度初めにおける会計事務の利便性が向上するため、新たに同法人と覚書を締結し、契約上の支払期日を「毎月 25 日までに」から「翌月 25 日までに」へ改めた。

4 財産管理に関する事務

公有財産の評価額の改定が令和３年度に行われていたが、所管する公有財産台帳の副簿において、公有財産台帳価額改定通知書による価額改定（変更）の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（農業振興課）

措置の内容

今回の指摘事項について、公有財産台帳の副簿に公有財産台帳価額改定通知書による価額改定（変更）の記載を行った。今後は、手続きに遺漏が発生しないよう、公有財産規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

[都市部]

1 予算の執行に関する事務

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則によると、会計年度任用職員を任用した場合には、当該職員に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件等を記載した書類を交付するものとされている。支出金額に誤りはなかったものの、パートタイム会計年度任用職員の任用に係る誤った報酬月額が記載された辞令書を交付していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。 (建築指導課)

措置の内容

辞令書について適正なものを交付した。今後は、会計年度任用職員の任用手続について適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

2 財産管理に関する事務

公有財産規則によると、公有財産の使用許可又は許可条件の変更については、行政財産目的外使用許可(異動)報告書により、直ちに財務部長に報告しなければならないとされているが、災害救援型自動販売機(継続)に係る誤った数量が記載された同報告書を財務部長あてに提出していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。 (市営住宅課)

措置の内容

本件報告書の数量の記載誤りは、行政財産目的外使用許可(異動)報告書の作成にあたり、記載事項の確認不足から生じたものであった。記載誤りについては既に訂正し、今後は、報告書の審査について適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

[土木部]

1 予算の執行に関する事務

専決規程によると、細々目内の流用（特定財源を充当している細節からの流用を除く。）は部長専決事項とされているが、公用車新規リースによる自動車損害共済分担金の差額請求に伴う不足額の細々目内の予算流用について、道路建設課長の決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（道路建設課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

2 契約に関する事務

契約規則によると、50万円以下の随意契約にあつては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができるとされており、当該見積書には、契約の履行に必要なとされる納入期限の記載が必要となる。不動産鑑定評価書作成に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記載されていなかったのので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（道路管理課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

郵便切手の管理において、保有枚数と受払簿の残数が一致しないものがあったので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。（道路管理課及び道路維持課）

措置の内容

郵便切手の受払簿の残数については速やかに修正した。今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、部内において周知徹底した。

[選挙管理委員会事務局]

1 支出に関する事務

横須賀市長選挙の選挙啓発用懸垂幕掲出業務委託について、契約規則の規定により請書等に代えて契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって事務処理を行っていた。当該見積書によると、業務内容は掲出期間終了後の懸垂幕撤去を含むものとされており、実際の検査検収は適正に行われていたものの、支出命令書に記載された検査検収日が懸垂幕の掲出期間終了日よりも前の日付となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(選挙管理課)

措置の内容

今後は、支出命令書について適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

[農業委員会事務局]

1 収入に関する事務

- (1) 独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく委託業務に関することについては、農業委員会事務委任規則により市長から農業委員会に委任されており、また、横須賀市農業委員会事務局長専決規程により農業委員会副事務局長専決事項と定められているが、農業者年金業務委託手数料の請求について、市長事務部局である経済部農業振興課長決裁により行われていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。（農業委員会事務局）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、農業委員会事務委任規則により市長から農業委員会に委任されていることを失念したものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

- (2) 手数料条例では、手数料は申請又は請求の際に徴収すると規定されているが、非農地証明書（29）の交付において、実際には手数料の徴収日（9月9日）と同日に収納を確認した後、証明書を交付していたものの、証明書の交付日付が7月13日となっていたので、今後は、手数料条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。（農業委員会事務局）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、手数料条例の認識不足から生じたものであった。今後は、手数料の収納確認前の日付で証明書を交付することがないよう、事務処理方法を改めた。

横須賀市監査委員公表

令和４年第７号

監査結果の報告について

地方自治法第 199条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和４年８月10日

横須賀市監査委員	川	瀬	富士子
同	丸	山	邦彦
同	加	藤	真道
同	石	山	満

市長室監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年4月14日から同年6月28日まで

3 監査の対象及び範囲

市長室の所管に属する令和3年4月1日から令和4年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

ア 専決規程によると、予備費充当は財務部長専決事項と規定されており、事務処理については、各課等で起案し各部長まで決裁を受けた後、財務

部財務課へ送付することとされているが、新型コロナウイルス感染症の抗原検査キット購入に係る消耗品費の不足額への予備費充当について、課長までの決裁後、部長の決裁を受けずに財務部財務課へ送付し財務部長の決裁を受けていたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(秘書課)

イ 専決規程によると、200 万円以下の細目間流用は財務部財務課長専決事項と規定されており、事務処理については、各課等で起案し各部長まで決裁を受けた後、財務部財務課へ送付することとされているが、くらしの安全・安心カレンダー作成に係る業務委託料の不足額への細目間流用について、部長まで決裁を受けていたものの財務部財務課へ送付しなかったことにより財務部財務課長の決裁を受けていなかったもので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(危機管理課)

(2) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、専門委員に対する報酬は、その月分を翌月15日までに支給すると規定されているが、横須賀市政策アドバイザー専門委員報酬について、令和3年5月分の報酬が同年6月18日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(秘書課)

経営企画部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年4月14日から同年6月28日まで

3 監査の対象及び範囲

経営企画部の所管に属する令和3年4月1日から令和4年2月28日までに
執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる
監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及
び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

予算決算及び会計規則によると、予算を執行しようとするときはあらか

じめ回議しなければならないと規定されているが、都市戦略専門委員報酬の支出について、予算執行に係る伺書が作成されておらず必要な決裁を受けていなかったもので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(都市戦略課)

(2) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、専門委員に対する報酬は、その月分を翌月15日までに支給すると規定されているが、都市戦略専門委員報酬について、令和3年6月分は同年7月28日、令和4年1月分は同年2月21日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(都市戦略課)

(3) 財産管理に関する事務

ア 物品会計規則によると、所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、次の備品について備品整理票が貼付されていなかったもので、必要な措置を講じ、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
端末	1000006296	122,100円	2022年2月9日
プリンター	1000005982	89,650円	2022年1月11日

(デジタル・ガバメント推進室)

イ 郵便切手の管理において、保有枚数と物品受払簿の残数は一致していたものの、物品受払簿に所属長の確認印が押されていないものがあったので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(まちづくり政策課)

総務部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年4月14日から同年6月28日まで

3 監査の対象及び範囲

総務部の所管に属する令和3年4月1日から令和4年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

ア 令和3年度本庁舎非常用発電機の更新及び浸水対策事業についての調

査及び測量実施に係る業務委託料の不足額への節間流用について、根拠資料として添付された見積書の徴取年月日が、予算流用確定日より後の日付となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（予算流用確定日 令和４年１月１１日、見積書徴取年月日 令和４年１月２７日）

（総務課）

イ 職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないと規定されているが、人事課の職員採用試験関係事務における令和３年１０月分の市外出張について、支給した旅費額に過不足はなかったものの、出張命令書により上司の決裁を受けていないものがあったので、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（人事課）

（２）支出に関する事務

予算決算及び会計規則によると、概算払の精算について、その用務終了後１０日（休日を定める条例第１条第１項に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、証拠書類を添えて会計管理者に送付しなければならないと規定されているが、次の出張旅費（概算払）について、支給した旅費額に過不足はなかったものの、用務終了後１０日を超えて精算が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・市町村アカデミー「固定資産税課税事務（家屋）」研修受講に係る旅費
（用務終了日 令和３年１１月１９日、精算手続日 令和３年１２月２７日）
- ・市町村アカデミー「住民税課税事務」研修受講に係る旅費
（用務終了日 令和３年１１月１９日、精算手続日 令和３年１２月２７日）
- ・市町村アカデミー「災害に強い地域づくりと危機管理①」研修受講に係る旅費
（用務終了日 令和３年１２月２日、精算手続日 令和３年１２月２７日）

（人事課）

（３）財産管理に関する事務

物品会計規則によると、物品で不用になり、又は使用に堪えないものができたときは、会計課物品出納員に返納しなければならないと規定されているが、次の備品について、会計課物品出納員への返納手続を行わずに除却されていたので、必要な措置を講じ、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品 名	備 品 番 号	金 額	取 得 年 月 日
騒 音 計	0000023358	141,831円	1989年 5 月 24日

(人事課)

市議会議会局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年4月14日から同年6月28日まで

3 監査の対象及び範囲

市議会議会局の所管に属する令和3年4月1日から令和4年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

なお、政務活動費に関する事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、加藤眞道委員及び石山満委員は除斥とした。

6 監査の結果

次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

(1) 指摘事項

ア 支出に関する事務

(ア) 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、同報告書における事務所費の金額と事務所費の内訳を記載した政務活動費収支報告書別紙の金額が一致していないものがあった。市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(総務調査課)

(イ) 横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則によると、政務活動費を支出するときは、債権者から領収書を徴するものとされており、領収書を徴することが困難な場合は、支払確認書をもって領収書に代えることができるとされている。また、政務活動費運用マニュアルによると、支払方法等により領収書が発行されない場合は、口座引き落としにあっては、支払確認書に請求書等内容の分かる書類と通帳の該当部分の写しを添付することをもって領収書に代えることができるとされている。政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、口座引き落としにより支払った経費の支払確認書に請求書等内容の分かる書類の添付がなく、通帳の該当部分の写しのみが添付されているものがあった。市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(総務調査課)

イ 契約に関する事務

契約規則によると、50万円以下の随意契約にあっては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されており、物件供給契約において見積書をもって請書等に代える場合には、契約の履行に必要な要件として納入期限の記載が必要となる。議場デジタル時計購入に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記載されていなかったもので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務調査課)

ウ 財産管理に関する事務

物品会計規則によると、受入物品価額が5万円を超える備品の管理に関し、備品整理簿を備え、出納保管の状況を明らかにしなければならないと

されている。市議会事務局総務課（当時）において、次の備品が不用となったため、会計課物品出納員に返納していたが、当該備品が備品整理簿に登録されたままとなっていたので、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
テレビ	0000038445	133,350 円	2000 年 9 月 4 日

（総務調査課）

(2) 意見

市議会事務局から市議会議会局への組織改正に伴い、横須賀市議会公印規程の改正が行われ、市議会の12種類の公印のうち4種類の公印について、令和3年4月1日から名称及び形式が変更されていたが、令和4年4月時点において変更後の公印を保有していなかった。今後における当該公印の使用頻度を勘案し、その取扱いを検討されたい。

（総務調査課）